

高槻市

市民参加に関する指針

平成19年2月

高 槻 市

目次

総則	1
1 策定の趣旨	1
2 定義	1
市民参加の意義	2
1 基本理念	2
2 市民の主体性	2
3 地方自治の推進	2
市民参加の推進の方向性	3
1 市民参加システムの構築	3
2 公共の利益に資する市民参加	3
市民参加の各段階	4
1 施策の形成段階	4
2 施策の実行段階	4
3 施策の評価段階	4
市民参加の推進における市民、市のあり方	5
1 市民等	5
2 市	5
市民参加の推進の方法	5
1 市民参加の担い手の発掘	5
2 市民参加の機会・場所づくり	6
3 地区コミュニティやNPO等の市民活動の充実	6
市民参加の仕組	6
1 情報公開・情報共有	6
2 会議の公開	7
3 説明責任	7
4 市民活動の支援	7
5 市民参加のフローチャート	8
今後の市民参加の推進について	9
1 タウンミーティング	9
2 地域まちづくり計画	9
3 まちづくり企画提案制度	9
4 まちづくりラウンド・テーブル	10
5 市民参加総合窓口	10

総則

1 策定の趣旨

20世紀末、これまで国が担ってきた役割が見直される動きの中で、地方のあり方についても再検討、再構築が求められるようになった。平成12年に地方分権推進一括法が施行され、いわゆる地方分権時代が到来する中で、本市では、平成13年度を初年度とする第4次高槻市総合計画において、地方分権社会にふさわしい「市民参加システム」の構築が示されている。この市民参加システムは、市政運営の中で市民の英知や経験がいっそう発揮されること、市民参加のプロセスを通じて、市が市民に対して説明責任を果たしていくことを目的として構築するものとされている。このため、市内においては、平成15年3月に「まちづくり条例検討委員会」が報告書をまとめ、また、平成15年9月には「たかつき市民参加懇話会」が設置され、平成17年9月には市に対して、市民参加のあり方について提言が行われた。

これまでに本市では、市民との協働やパブリックコメント等を通じて市民参加に取り組んできたところであるが、この「高槻市市民参加に関する指針」(以下、「指針」という。)は、本市が今後よりいっそうの市民参加を実現していくために、前述の報告書と提言書、さらに本市の市民参加に関連する条例等を踏まえたうえで、市民参加の基本的な考え方と、市民参加の推進に関する原則を定めるものである。

今後は、この指針に従って、市民参加の考え方、進め方を市と市民の間で浸透させながら、施策の形成、実行、評価の各段階における市民参加の取組を進めていくものとする。

2 定義

(1) 市民参加

この指針における「市民参加」とは、市政運営において、施策形成の段階から市民の意思を反映させること及び、施策を実行する段階で市と市民が協働すること、また、市が実施した施策の評価に参加することをいう。

(2) 協働

この指針における市民との「協働」とは、協働を通じて、事業成果に相乗効果が発揮されることや住民自治力の向上が期待できることから、まちづくりにおいて、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。

(3) 市民

この指針における「市民」とは、住む、働く、学ぶ等の生活や活動が高槻市に存在する個人及び団体をいう。

(4) 説明責任

この指針における「説明責任」とは、市政の透明性を高め、市政への市民参加と、

市民との協働を進め、公正で効率的な市政の執行を確保するために、市の方針や取組を市民に説明する責任をいう。

(5) 市民活動

この指針における「市民活動」とは、「様々な社会経済的な課題の解決に向けて、市民が自主的・主体的に、営利を目的とせず、公益（不特定多数の人の利益）の増進に寄与すること」（高槻市市民公益活動推進方針より）を目的として、地区のコミュニティやボランティア、NPO等が取り組む公益的な活動をいう。

(6) まちづくり

この指針における「まちづくり」とは、地域の課題解決のために行われる、市や市民 また、市と市民の協働 によって取り組まれる活動の全般をいう。

市民参加の意義

1 基本理念

市民参加は、市民が今の暮らしをより良いものにし、未来の高槻をより明るいものとするために主体的に「まちづくり」へ参加することであり、「市民と市民」、「市民と市」が理解と協調で結ばれ、その中で「市民が主役のまちづくり」を実現していくことと考える。

市民参加の取組は、市民と市それぞれが役割を理解して、相互に協調し、協力する協働の精神に則り、市民の市政への参加の推進と市民による自主的なまちづくり活動の促進を図る視点に立って進められなければならない。市民参加は、市政の透明性を向上させながら、市民の英知や経験を「まちづくり」に活かすことを目指すものである。

2 市民の主体性

本市は「市民が主役のまちづくり」を目指しており、この理念を具体的に実現するためには、「まちづくり」の主人公である市民が、その創造力を市政の中で発揮できる機会、枠組みが必要である。

市民参加は、この機会や枠組みの中で、市政運営の効率性の確保にも留意しながら、市全体としての公共の利益を目的として、市民の主体性によって進められるものである。

3 地方自治の推進

地方分権一括法の施行により、地方自治体では、自ら治める権能、それに伴う責任が、質、量ともに大きく拡大した。地方自治体には、地方自治の本旨に基づき、まちづくりの主役である市民の多様なニーズを的確かつ迅速に把握すること、必要な行政サービスを提供することなどの課題に積極的に取り組むことが求められている。

このような状況下において、市政運営の中に市民の主体的な参加が行われることは、

市民と市が協力して共に課題解決に向けて活動する上で、極めて重要であると考えられる。問題意識が市民と市の間で共有されることは、これまで以上に信頼関係が深まる契機となり、市民参加が今後の地方自治の推進に大きな役割を果たしていくものと期待できる。

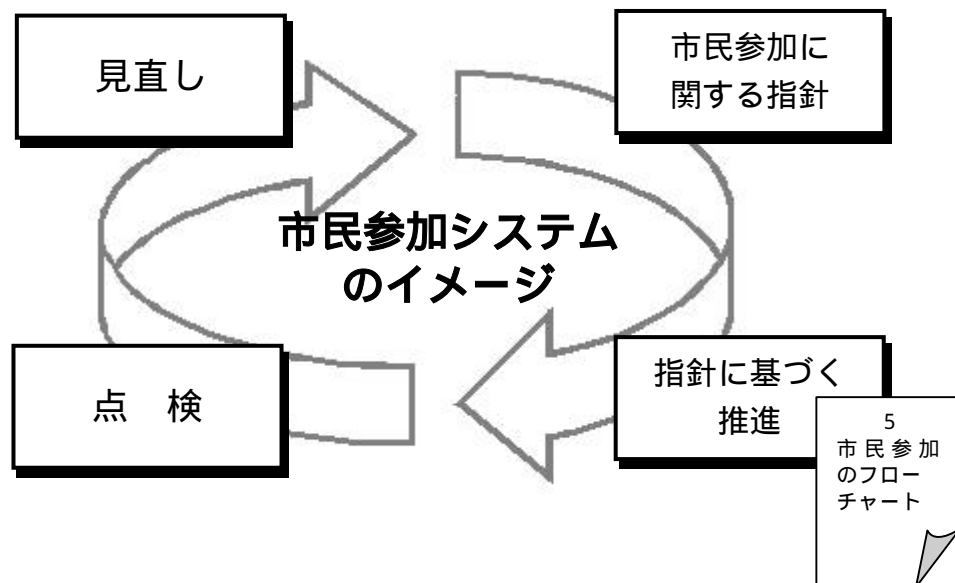
市民参加の推進の方向性

1 市民参加システムの構築

「市民参加システム」(以下、「システム」という。)とは、この指針に基づいて、市民参加を推進し、その進捗を管理する仕組みとする。

このシステムでは、各事業における具体的な市民参加の実践の中で、成果と課題を明らかにし、市民参加が市政運営に果たす役割を検証しながら、この指針を定期的に見直して、成熟した仕組みへと高めていくものとする。

(概念図 市民参加システムのイメージ)



2 公共の利益に資する市民参加

地方自治体の基本的な役割は、自主性及び自立性を発揮しながら、住民の福祉の増進を図ることや、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することとされている。市政への市民参加は、この地方自治体の役割を実現する為に行われるものであるから、本指針において示す市民参加の考え方や原則は、専ら公共の利益に資するためのものとする。

市民参加の各段階

有意義な市民参加を推進するためには、市民参加の各段階を定める必要がある。

1 施策の形成段階

- ・新たに設置する審議会等においては、市民委員の参画について、可能な限り広く公募市民を採用するように努めるものとする。
- ・施策の形成段階では、市民に直接、その計画に対する意見を求める場、機会としてワークショップ、フォーラム等の開催に努めるものとする。
- ・施策の形成段階では、その計画を広く市民に公表しながら、意見を求めるために、本市の『意見提出（パブリックコメント）手続に関する指針』の定めに従ってパブリックコメントを実施するものとする。

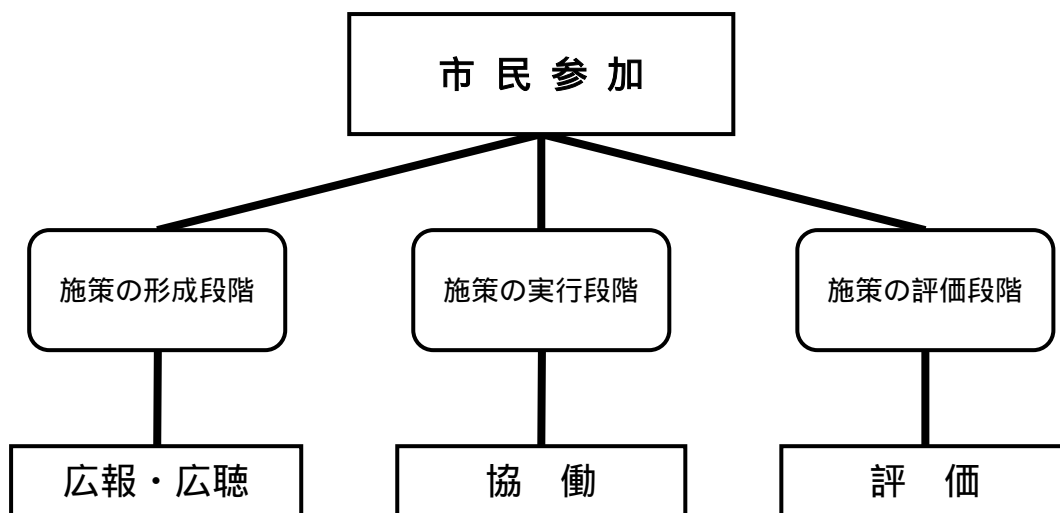
2 施策の実行段階

- ・施策の実行段階では、その内容について周知を行い、説明会等を開催するように努めるものとする。また、効果的に事業を実施するために、市民と協働した施策の展開についても検討するものとする。

3 施策の評価段階

- ・実施された施策は、公開を原則とし、その評価については、行政評価の公表などの手法によって、評価の客観性を向上させ、施策とその評価の透明性を確保するものとする。

（概念図 市民参加の範囲）



市民参加の推進における市民、市のあり方

1 市民等

(1) 市民の自覚

- ・市民は、自主的かつ主体的に、まちづくりについて市民参加を行うものとする。
- ・市民は、公共の利益のために市民同士がお互いに、協力することに努めるものとする。
- ・市民は、高槻市の未来に責任感を持ち、まちづくりの課題解決に向けて、不断の努力を続けるものとする。

(2) 事業者との連携

- ・現在、事業者には、地域の一員として「まちづくり」に参加すること、また、地域に貢献する観点から、まちづくりに関わる市民に協力的であることが求められており、様々な機会を通じて、市民、事業者、市の三者の連携が深まるようにそれぞれが努めるものとする。

2 市

(1) 組織としての対応

- ・市は、市民参加の取組に広範な市民が参加できるように、努力、工夫を行うものとする。
- ・市は、市民参加の取組が全庁的に推進されるように、各部局が情報を交換し、連携しながら市民参加の取組を進めるものとする。
- ・市は、職員研修などを通じて、職員の意識改革を促すとともに、市民参加に関する学習の場の提供に努めるものとする。

(2) 市職員としての姿勢

- ・市職員は、市民参加の意義等について理解を深めるため、研修などを通じて、市民参加に関する学習の機会への参画に努めるものとする。
- ・市職員は、協働を通じて市民と交流することにより、市民参加によるまちづくりの推進に向け、自らの意識改革に努めるものとする。

市民参加の推進の方法

市民参加を推進するためには、その方法についても原則的な定めが必要となる。

1 市民参加の担い手の発掘

- ・市は、施策の形成、実行段階において、市民参加の担い手を発掘するために、市民のまちづくりへの意欲を喚起するような情報発信やイベント作りなどの手法を検討し、より多くの市民が市民参加に取り組みめるように、時間や日程、場所などの配慮に努め

るものとする。

2 市民参加の機会・場所づくり

- ・市は、市民同士が出会い、地域の課題について語り合える機会を増やしていくために、これが円滑に実現されるよう、情報や場の提供に努めるものとする。

3 地区コミュニティやNPO等の市民活動の充実

(1) 市民参加と市民活動

市は、市民参加の推進にとって、市民活動が継続的に行われることの必要性を十分に認識し、施策の形成、実行段階においては、市民活動の質と能力が持続的に高められ、自主的、主体的な市民活動が活性化されるような支援を行うものとする。

なお、市民活動を行う団体との協働については、『高槻市市民公益活動推進方針』に記された以下の5つの原則を基本として行うものとする。

- ・対等の原則
- ・自主性確保と自立化推進の原則
- ・相互理解と相乗効果の原則
- ・公開の原則
- ・目的共有の原則

(2) 市民活動団体の連携

市は、市民活動団体が相互に連携し、その活動内容を向上させるための意見、情報交換の場について、これを支援するものとする。

市民参加の仕組

市民と市が共通の認識の下に課題解決に向けて、共に進むためには互いに協力し、協働して事業を行うことが求められる。市民参加の取組が施策に反映され、これが実現されることへの市民側の期待も大きく、そのためには、具体的な市民参加の仕組が必要となる。

また、市民参加に関して、市の各部局において統一的で適切な対応を行うためには、一つの定まった方針と具体的な手法が整備される必要もある。

こうしたことから、事業の始動から終了に至るまでの各段階において、以下に則った、市民参加の具体的な手法を取り入れるものとする。

1 情報公開・情報共有

- ・市は市政に関する情報を広報紙、ホームページ等を通じて積極的に公開し、また情報

提供については、参加の意欲を喚起するような分かりやすい手法で、多くの市民に市の取組が伝わるように努めるものとする。

- ・市は、市民等から寄せられたまちづくりに関する情報や意見、考え方を、担当部局ばかりでなく、市の組織全体に周知し、市民とまちづくりの情報を共有できるように努めるものとする。

2 会議の公開

- ・附属機関等の審議会の会議は、開かれた市政の推進と市民と市の情報共有を目的として、特別な理由のある場合を除き公開とされており、この原則を遵守して市民参加の推進を図るものとする。

3 説明責任

- ・市は、施策の形成、実行及び評価のそれぞれの段階において、可能な限りその内容を市民に明らかにし、分かりやすく説明することにより、市の諸活動を説明する責任を全うし、市政の透明性を高めて、市民参加の推進を図るものとする。

4 市民活動の支援

- ・市は、市民参加を推進する上での市民活動の重要性を十分に理解し、公平性、透明性の確保を前提としながら、市民活動の自主的な努力に対して、市民活動間の連携強化や協働事業の実施などの取組を通じて支援、協力に努めるものとする。

5 市民参加のフローチャート

施策の段階	市民参加の手法例	意図と参照すべき条例等
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">形 成 企 画</div>	市民意識調査等	<p>施策の形成始期において、市民の意向を確認するために、市民意識調査等で把握されたニーズを参照する。</p> <p>また、必要に応じて個別のアンケートを行い、実行しようとする事業の市民ニーズを把握する。</p>
		<p>* 高槻市市民意識調査報告書</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">形 成 立 案</div>	(公募市民を含む)審議会等の開催 ワークショップ等開催 パブリックコメント	<p>施策の形成段階においては、公募市民を含む審議会等やワークショップを開催し、市民意見を反映しながら計画等を立案する。</p> <p>出来上がった計画等の素案に対する市民の意見を集めるためにパブリックコメントを行う。</p>
		<p>* 高槻市情報公開条例 * 意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針 * 審議会等の会議の公開に関する指針</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">実 行</div>	周知・説明会等の実施 市民活動団体等との協働事業	<p>施策の実行段階においては、事業の実行について、説明会又は広報紙等を通じて市民に周知し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>また、事業の実行にあたっては市民参加を推進するために、市民と協働した施策の展開についても検討する。</p>
		<p>* 高槻市市民公益活動推進方針</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: 100px; margin: 0 auto;">評 価</div>	行政評価の公表 市民意識調査 アンケートの実施	<p>事業の内容を市民に公開することによって市政の透明性を確保する。</p> <p>また、事業の評価については、行政評価の公表などの手法によって評価の客観性を向上させる。</p>
		<p>* 高槻市行政評価結果報告書 * 行財政改革大綱実施計画進行管理計画表 * 主要事務執行報告書</p>

今後の市民参加の推進について

市民参加を進めるためには、具体的な手法や仕組みが必要であるとして、「たかつき市民参加懇話会」の提言書の中には、次のアイデアが提案された。これらは、本市において、市民参加を進める上で、市民と市が取り組む具体的な市民参加の手法等が提案されている。

今後、本市として市民参加を具体的に推進するため、これらのアイデアについても課題を整理しながら、その取組に向けての鋭意検討を行うものとする。

1 タウンミーティング

『タウンミーティング』とは、市民同士が交流し、地域のコンセンサスを築いていくための集まりである。(たかつき市民参加懇話会提言書)

本市においては、『地域福祉計画』策定時に実施された『福祉井戸端会議』のような、市が主導するかたちでの市民同士の交流の場が設けられた事例などがあるが、今後の『タウンミーティング』の実施にあたっては、誰が主体となって、どのような機会に、どのような人々に呼びかけて、地域の集まりを継続的に開催していくのかという具体的な運営手法が課題となることが想定される。

こうしたことから、今後は、『タウンミーティング』運営における課題等を明らかにするために、各方面の協力を得ながら、『タウンミーティング』を試験的に実施する。さらに、平成19年度以降は、この試行結果を踏まえた上で、市民の主体的な『タウンミーティング』の成立を目指して、さらに取り組んでいくものとする。

2 地域まちづくり計画

『地域まちづくり計画』とは、市民自身が作る地域の自主的な計画づくりである。(たかつき市民参加懇話会提言書)

次期総合計画の策定においては、地域の意見の集約が欠かせない要素になると考えられるが、本市では平成17年度に『都市計画マスタープラン』を再構築するにあたって、地域での意見を求め、コンセンサスの涵養を図るため、市と地域住民の集会が開かれた経緯がある。

このような例も参考にしながら、今後の『タウンミーティング』や後述する『まちづくりラウンド・テーブル』の熟成を図る中で、市民の主体的な「熟議の場」の浸透を目指してまちづくりなどの計画についても取り組んでいくものとする。

3 まちづくり企画提案制度

『まちづくり企画提案制度』とは、市民が「まちづくり」に関する企画案を市に提案する制度である。(たかつき市民参加懇話会提言書)

現在、本市では、市に対する市民からの提案として、『私の政策提言』や、『協働活性化モデル事業』、各事業におけるパブリックコメント・ワークショップなどを通じて市民

からの提案を受けてきた実績がある。これらの事業での成果、課題点を検証しながら、具体的かつ能動的な企画を作り上げる場としての『タウンミーティング』が確立されることも重要である。

また、提案制度が活用される前提には、市からの積極的な情報提供が必要でもあり、『しょくいん出前講座』のような機会を通じて、市の取組を市民に直接伝えることも効果的であると考えられる。

4 まちづくりラウンド・テーブル

『まちづくりラウンド・テーブル』とは、市民活動団体間の連絡調整会議を開催することである。（たかつき市民参加懇話会提言書）

『まちづくりラウンド・テーブル』の実現については、どのような団体が主体となってこれを発議し、どのような団体が参加して、具体的にどのような目的をもって集まるのかという、個々の内容を詰めて各団体と調整を図る必要があり、また、会合の組織や運営手法、会合の頻度なども定めていく必要もある。

現在、『地区福祉活動計画』を社会福祉協議会が地区ごとに策定すべく、モデル地区を定めた上で、福祉を主軸に、地域の様々な団体に呼びかけながら計画づくりのための委員会を開催されているが、このような実践例を参考にしながら、『まちづくりラウンド・テーブル』について検討するものとする。

5 市民参加総合窓口

『市民参加総合窓口』とは、「市民参加をまとめる総合的な窓口の設置」を行うことである。（たかつき市民参加懇話会提言書）

市民、市民団体にとっては、市民参加の窓口が一本化されていることは、望ましいものであるが、一方で、本市が市政運営にあたって、組織として役割を分担していることも効率的な事業実施のために必要なことである。この両面を考慮して、少なくともあらゆる部局で、市民参加に関する理解が共通化されるように取り組む必要がある。研修等の中で全庁的に市民参加に関する統一的な理解の浸透をはかりながら、市民参加の総合的な窓口についても、今後の組織上の課題として検討を行うものとする。

今後、市民参加を具体的に進める過程では、市または、市民の中で市民参加の考え方や手法というものが十分に理解されていないことにより、その推進が円滑に進まないことも想定される。

そうしたことも踏まえ、市民参加をいっそう拡大させ、市政運営の重要な要素の一つとして活用していくうえでは、柔軟な発想で様々な手法を検討しながら市民参加に取り組んでいく必要があり、市民参加を通じて、市民と市が手を取り合いながら継続して「市民が主役のまちづくり」の充実を図っていくものとする。